

●香川県告示第503号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡土庄町甲1171番地の6

合資会社高松屋旅館 代表社員 三枝 邦彦

(2) 事業場の所在地及び名称

小豆郡土庄町甲1171-6

小豆島グランドホテル水明

(3) 特定施設に関する事項

種	類	旅館業の用に供する入浴施設	
能	力	①3700 1基、②5400 2基、③1.4m ³ 2基 ④1.7m ³ 1基、⑤2.3m ³ 1基、⑥0.7m ³ 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後2月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続5時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物学的酸素要求量 (mg/l)	30	50
	化学的酸素要求量 (mg/l)	30	50
	浮遊物質 (mg/l)	40	60
	窒素含有量 (mg/l)	20	50
	りん含有量 (mg/l)	2	5
排出される汚水等の量 (m ³ /日) (1基あたり)		①0.3、②0.3、③0.8、④1.0 ⑤1.3、⑥0.4	①0.4、②0.5、③1.2、④1.5 ⑤2.0、⑥0.6

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	第 1 排 水 口		
排出水 の汚染	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6

状態	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	120	160
	化学的酸素要求量 (mg/l)	120	160
	浮遊物質量 (mg/l)	100	150
	窒素含有量 (mg/l)	20	50
	りん含有量 (mg/l)	2	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000
排水水の量 (m ³ /日)		3	6

区 分		第 2 排 水 口	
排水水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	50	80
	化学的酸素要求量 (mg/l)	50	80
	浮遊物質量 (mg/l)	30	50
	窒素含有量 (mg/l)	20	50
	りん含有量 (mg/l)	2	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000
排水水の量 (m ³ /日)		28	45

区 分		第 4 排 水 口	
排水水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	120	160
	化学的酸素要求量 (mg/l)	120	160
	浮遊物質量 (mg/l)	100	150
	窒素含有量 (mg/l)	20	50
	りん含有量 (mg/l)	2	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000
排水水の量 (m ³ /日)		17	32

他に雨水排水口が1箇所（雨水専用）ある。

（備考）今回新たに特定施設を設置するが、宿泊者数に変更がないことから、排水口の排水水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。なお、プールの抜き水を第2排水口から排出するが、閑散期に排出するため、第2排水口における汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年11月21日から同年12月12日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

土庄町住民環境課